

茨木市告示第 199 号

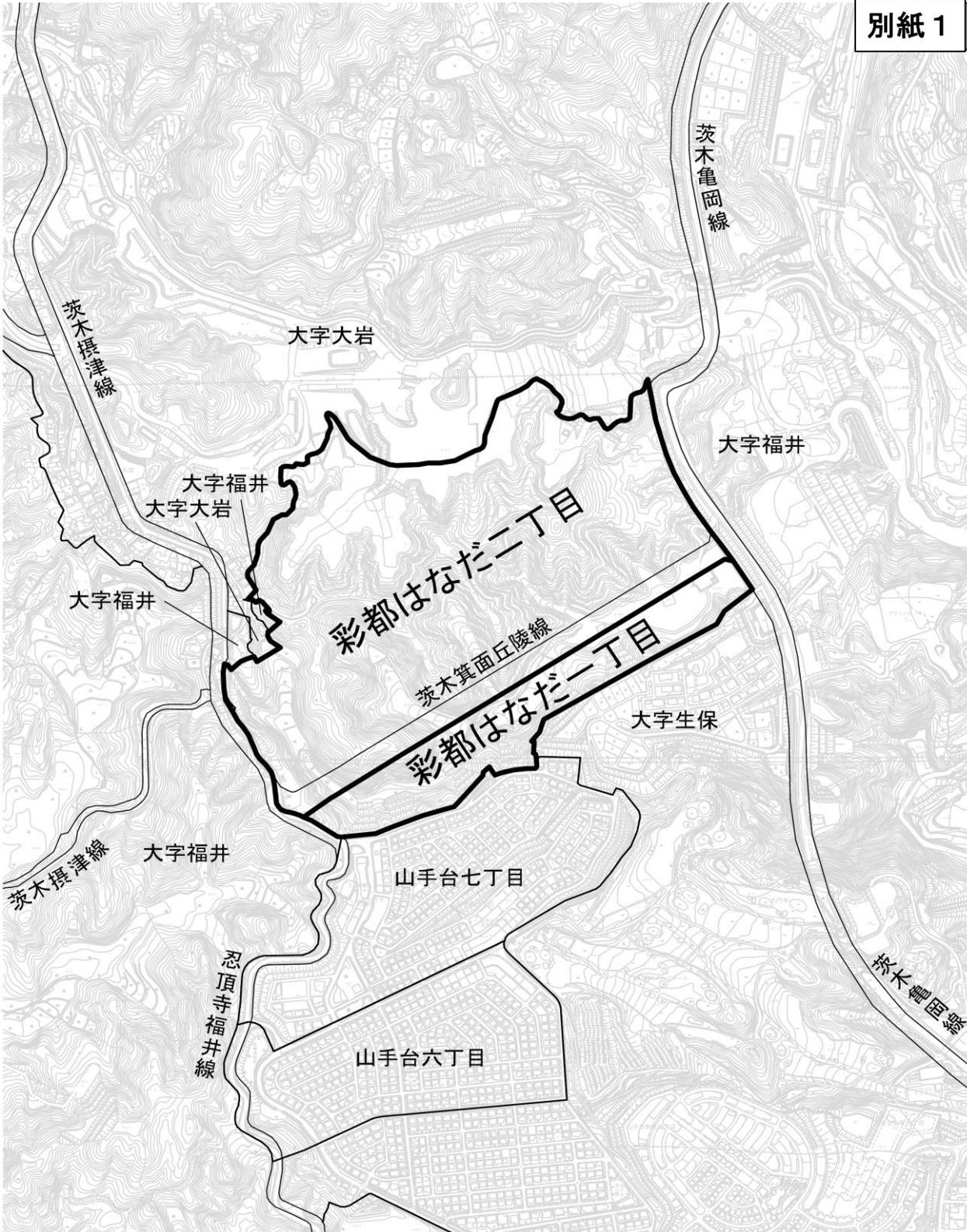
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の町及び字の区域及び名称を次のとおりとする。

この処分は、令和元年 8 月 1 日から効力を生ずるものとする。

令和元年 7 月 18 日

茨木市長 福 岡 洋 一

- 1 別紙 1 のとおり、大字福井、大字大岩、大字大門寺、山手台七丁目の区域の各一部を変更し、彩都はなだ一丁目、彩都はなだ二丁目を新設する。
- 2 別紙 2 のとおり、大字福井、山手台一丁目の区域の各一部を変更し、彩都もえぎ一丁目を新設する。



凡		行政界
		町・字界
例	彩都はなだ	町名・字名

別紙 2



凡		行政界
		町・字界
例	彩都もえぎ一丁目	町名・字名